

# 都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

## 1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（北海道決定）

## 2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

## 3. 都市計画変更の内容

3・4・4 5号トラピスチヌ通：一部区域の変更（隅切りの変更）

3・4・4 7号文 教 通：終点の変更

一部線形の変更（変更区間 L=約620m）

一部幅員の縮小変更（16.0m→15.5m, 12.5m, 12.0m

変更区間 L=約500m）

## 4. 都市計画変更の理由

都市計画道路3・4・4 7号文教通において、自動車走行性能等の交通状況の変化により、終点付近の急勾配区間ににおいて道路縦断勾配の緩和及び線形の変更が必要となったことから、一部線形及び終点の変更を行うことにより、縦断勾配の緩和及び交差点の視認性の確保により、安全で円滑な交通処理を図るものである。

この変更により、この線形変更箇所の一部区間は、土地利用方針及び地形上、沿道利用が見込まれないことから、片歩道とする幅員の縮小変更を行う。

また、交差する3・4・4 5号トラピスチヌ通の隅切り部が廃止となることから、当該路線の一部区域の変更を行う。